

ISSN 2187-4182

ISBN 978-4-907635-27-5 C3033

成城大学経済研究所
研究報告 No. 94

明治末～大正前期の林業教育と労働市場

— 開校初期の盛岡高等農林学校の学卒者の事例 —

青 木 健

2022年3月

The Institute for Economic Studies
Seijo University

6-1-20, Seijo, Setagaya

Tokyo 157-8511, Japan



Forestry Education and Labor Market from the End of the Meiji Period to the Early Taisho Period: An Analysis of Early Graduates of Morioka's Advanced Agriculture and Forestry School

Takeshi Aoki

MARCH 2022

Abstract

This article investigates the role of forestry educational school and its old boy's association from the end of the Meiji period to the early Taisho period, focusing on the careers of early graduates of Morioka's Advanced Agriculture and Forestry School.

In the late Meiji Period, the Japanese government modeled its forestry administration and forestry educational institutions after that of Europe. In the early days of forestry education, forestry students and graduates had difficulty looking for a job which could make the best use of their specialty. Japan's Forestry schools placed the emphasis on training of the forestry managers mastering silviculture and relevant mathematical skills. But forestry managers with such advanced skills were not much sought after by Japanese forest administration with the exception of state forestry authorities. Many local and colonial governments committed themselves to lumbering business and others rather than afforestation. Local governments often focused on processing and marketing of special forest products of each prefecture. Colonial forestry

administration including Government-General of Chosen and Taiwan also focused on business of development of the promising forests. Their governments called in the multifarious technical personnel other than advanced forestry managers.

The old boy's association of early graduates and students of Morioka's Advanced Agriculture and Forestry School helped them to search for the future course and job. The association published the bulletins to exchange information on graduates' position, workplace and job description, etc. The bulletins were important media for early graduates and students which wanted to know how they could look for a job which make good use of advanced forest management skills taught in the forestry school. Thus, the old boy's association of Morioka's Advanced Agriculture and Forestry School contributed toward preventing or correcting a mismatch between forestry skills taught in forestry schools and job requirements sought in Japanese forestry administrations.

明治末～大正前期の林業教育と労働市場

— 開校初期の盛岡高等農林学校の学卒者の事例 —

青 木 健

I 課題の設定

本稿は、開校初期の旧制高等専門学校の学卒者の進路先の分析を通じて、明治末期から大正前期における林業教育の社会経済的位置づけとそれを支える校友ネットワークの意義について明らかにしたい。ここでとりあげるのは、帝国大学に次ぐ官立高等専門学校のうち、1902（明治 35）年にはじめて設立された農林学校である盛岡高等農林学校（後の岩手大学農学部）の事例である。同校を事例に、社会経済史の立場から、開校初期の高等農林学校の林学科の学卒者が進路先を模索する過程について、当時の労働市場環境とそれに関わる林政の動向との関連で検討するのが本稿の課題である。

産業・技術教育の歴史研究の分野では、これまで初等・中等レベルの産業教育を中心に、主に制度史・カリキュラム史・教育人物史・理念史などで、一定の研究が蓄積されている（佐々木 1998, 寺田 2013）。この分野で本稿の課題である林業教育と関連するものとしては、三好信浩による各分野の教育人物史の研究である。具体的には、農業教育（林業教育を含む）に焦点をあてた『日本農業教育発達史の研究』、地域の視点から工・商・農の各分野の教育機関での教育実践について明らかにした『産業教育地域実態史』、そしてそうした研究を総括した『日本の産業教育—歴史からの展望—』が挙げられる（三好 2012a/b, 同 2016）。

このような産業教育関連の歴史研究に対して、本稿では、社会経済史の立場から、林業分野の専門教育機関の役割とその基盤について、教育をする側だけでなく、その受け手の学生をはじめとする校友ネットワークの役割に着目しな

から検討していきたい。具体的には、同分野の教育機関の学卒者が進出していく林業技術者の労働市場において、出身校の校友のつながりが学歴に対応した職種を初期の林学の各学卒者にあてがうという機能を果たした点を、開校初期の高等専門学校を対象事例として明らかにしていきたい。

出身校という属性にもとづく校友ネットワークは、学歴重視の人材配置のシステムや慣行を生みだすが、それらが各職種・分野において維持されることは、必ずしも「適材適所」につながるとは限らない。昭和戦前期、こうした人材配置のしくみは、特に官公署分野での労働市場において問題視されたり、それにより不利益や差別を被る人々の不満の対象とされたりした。例えば、学校歴では帝国大学出身者が、そして学修歴では法学（法科）の出身者が、それぞれ人事や待遇面で優遇される実態が「学閥」の弊害として指摘されてきた（若月 2019）。

ただしこうした「学閥」を構成する校友ネットワークは、明治末期や大正前期の林業教育分野に限ると、歴史的には固有の意味をもった。本稿でこれから明らかにする通り、その校友ネットワークには専門知識を学修した林業技術者の卵を、発達途上の労働市場の下で限られた職種と現場に着実に配置させていく役割があったのである。

林業教育では、明治初年の山林原野の官民所有区分手続によって官有に編入された林野を国家が直轄し、植林を含む人工造林のための経営を行うために、科学技術・制度としての近代的な林学や林政学が欧州から新規に導入された（手束 1987）。したがって、この学知の教育・研究のため事後対応の形で設立された各級の林業教育機関には、その意義について社会的な合意がない状況で、いわばそれぞれの「海図なき航海」を進む必要性があった。当然、明治大正期の各級の林業教育機関は、状況対応的に、学校の設立・運営・人材育成を進めていたのが常であった。そのため各級の学校間で学卒者の進路先のすみ分けなどは、学生などの顧客集団だけでなく、教職員側の認識においても、必ずしも事前に明確にされていたわけではなかった（依田 1916）。

さらに林業教育機関から輩出される林業技術者の労働市場の発達については、現場である森林管理機構の組織自体が近代化の象徴としての専門的林業技術を基軸に自律化の過程を歩みつつも、さまざまな外部環境との相互作用によって揺れ動きながら定着するという「制度化」の途を歩むのが常態であった。この

場合の具体的な外部環境には、政治的なものとして議会・政党・指導者があり、隣接する行政機関として他官庁があり、社会的には管理すべき森林が所在する地域社会とその住民が存在する（西尾 1988）。

したがって初期の林業教育や森林管理機構においては、「学閥」と称される校友ネットワークに、その両者を往還運動のようなかたちで結びつけるという独自の機能があった。いわば「弱い紐帯」をなす緩やかな校友ネットワークが、林業教育機関と森林管理機構の双方の「制度化」途上にあって、一定の歴史的意味をもっていたといえる（グラノヴェーダー, M（渡辺訳）2019）。こうした校友ネットワークについては、帝国大学—各森林管理機構の最上層部のラインを年次横断的につなぐ同窓集団の重要性を指摘した研究が既に存在する（山本 2016）。また中等林業学校については、先頃、東京府立農林学校に関して著者が検討を試みた（青木 2021）。

これらの研究に対して、本稿では、帝国大学に次ぐ高等の林業専門学校の校友ネットワークについて検討したい。戦前期の日本の教育制度では、普通教育として中学校—高等学校—帝国大学と続くラインと産業教育のラインの二体系があった。後者の産業教育は、「実業教育」とも称され、1899年の「実業教育令」によって前者のラインからの分岐が決定づけられた。この法制による「実業教育」とは「工業農業商業等ノ実業ニ従事スル者ニ枢要ナル教育」を中学校から切り離して実施するものとされた。高等専門学校は、この「実業教育」系統に位置づくもので、1903年の「専門学校令」の公布と「実業学校令」の改正により、「実業学校ニシテ高等ノ教育ヲ為スモノ」として文部省が直轄するものされた。高等専門学校は、原則、普通教育の中学校の卒業生を受け入れるのが法制上の基本であり、中等の実業学校とは教育行政上のすみ分けがなされたが、後述するようにすみ分けの実態はそれほど明確ではなく、各高専の農業学校への入学資格者には中等の農業学校の卒業生も含まれた（三好 2016: 9-10）。

林学科は法制的に農業学校に包括されることが一般的であり、官立の高等農業学校では、明治末年で盛岡（1902年）・鹿児島（1908年）の専門学校がそれぞれ設立された。林業の高等専門学校では、この二校に加えて、東京と北海道の帝国大学の林学本科に併置された林学実科が数えられる。本稿で検討する盛岡高等農林学校の林学科は、年限を3か年修了とし、1学年当たり30名を募

集するものとしてスタートした。

この盛岡高等農林学校の林業科の卒業生は、林学得業士と称された。しかし進路先の実態は、本稿で述べる通り、下位の中等林業学校や、上位の帝国大学などとの比較においては、そのすみ分けが明確ではなかった。その一方で、林業高専の学卒者にはその学位に見合った進路に就いたり、キャリア形成を行ったりすることが社会的に求められた。換言すれば、これらの学卒者は、教育内容としては他の学歴の者と比べてグラデーションの差しかない、本質的には同一なものを学修するがゆえに、卒業後の進路やキャリア形成では学位に見合った些細な差別化を意識的に追求していた（追求せざるをえなかった）といえる。こうした複雑な高専学卒者の進路やキャリア形成の模索過程と、当時の林業教育機関・森林管理組織のそれぞれの「制度化」の歩みの関係性、そしてその両者における校友ネットワークの役割について考察するのが本稿の課題である。

II 林業技術者にとっての労働市場の動向

明治末期から大正前期の林業教育機関の学卒者の進路模索にあたっては、労働市場の現場である各種の林政部門の動向が極めて重要な情報となる。本節で述べる通り、その展開は時々刻々と移り行くものとなっていた。

表 1 高専の学卒者と進路先

	卒業生 合計	国有林野部門		帝室林野部門	
大学	553	技師	49	技師	19
		技手	83	技手	19
		その他	1	その他	4
高等専門学校	1,557	技師	16	技師	9
		技手	291	技手	57
		その他	6		
中等実業学校 (甲種, 林業関係)	7,905	属	19	技手	74
		技手	71	雇	50
		森林主事	278		
		雇	224		

(出典) 青木 (2020)

II - 1. 高等専門学校の学卒者の進路

帝国大学の学卒者だけでなく、高等専門学校の学卒者にとっても、公的な森林管理機構の官公署が労働市場として重要であった。表 1 は、1918 年に農商務省山林局がまとめた林業教育出身者の所属先の調査結果によるものである。本表を見ると、上記の点が、中等実業学校→高等専門学校→大学と昇段するにしたがって妥当していることが分かる。

例えば、大学の場合、表 1 での学卒者（死亡や兵役中などを除く正味人数）合計 517 人中、公的な森林管理機構の官公署の職員が 288 人で半数以上を占めている。高等専門学校の場合、同じく正味の学卒者合計 1,439 人中で官公署の職員が 831 人おり、やはり半数以上を占めていることが分かる。

これに加えて、林業教育従事者を算入してみると、大学の場合は、官公署の職員数 288 人に教育従事者 62 人を加えて 350 人となり、高等専門学校の場合は同じく 831 人に 116 人を加えて 947 人となる。いずれも正味の学卒者合計の約 7 割が官公署職員と教育従事者となっていることが表 1 から分かる。この点は中等実業学校と比較すると際立っており、その学卒者の場合は、官公署に所属するのが 1,402 人、教育従事者が 107 人、その合計が 1,509 人（正味の就職者全体の 20%）しかいない。こうした進路先のすみ分けは、予め予定されたものではなく、教育機関から学卒者が状況対応的に送り出された積み上げの結果であった点が重要である。

府県郡その他官公署		林業教育の 従事する者	自家林業に 従事する者	林業に従事 する者	その他の 職業に 従事する者	就職者 合計
技師	57	62	48	98	21	517
技手	51					
その他	5					
技師	66	116	87	329	76	1,439
技手	379					
その他	7					
技師	5	107	678	225	5,238	7,650
技手	459					
その他技術員	101					
雇	120					
その他	1					

Ⅱ－2. 林政部門の動向 —国有林野部門・地方庁・植民地—

ここでは高等専門学校の学卒者にとっての主要な労働市場の現場となった林政部門の動向を、明治大正期を中心にみていきたい。

(1) 国有林野部門

明治大正期の国有林野部門の動向は、既刊の拙稿で検討した（青木 2020/2021）。ここではやや重複するが、冗長とならない程度に、国有林野における林政動向とその人員配置について検討し、高等専門学校出身者の観点から労働市場のひとつとして眺めた国有林野部門の特徴を考察する（同種である帝室林野部門と北海道国有林部門については、説明を割愛する）。以下の記述は、特に本文注がない限りは主に上記の既刊の拙稿にもとづく。

まず対象時期の国有林野経営においては、1881（明治 14）年に中央政府の林政部局である農商務省山林局を設置した後、1886 年大小林区署官制を公布した。これにより前述の林野の官民所有区分手続によって官有に編入された林野を国家が直営するための機構の整備が始まった。特に国有林野の管理機構の地方出先機関として、森林保護や、植林、雑草木の除去、間伐、成長木の伐採といった森林施業を現場で実行する小林区署と、小林区署の業務を監督する大林区署が設置された点が重要である。本稿の分析対象である明治大正期、大林区署と小林区署を総称して林区署と呼んだ。この地方出先機関である林区署の業務を農商務省本省の山林局が指導する体制が、明治大正期の国有林野行政の基本であった。1899 年からは国有林野特別経営事業が開始され、国有林野経営の基礎となる施業案編成や林道整備などの各種業務を本格的に実施するための事業体制が構築され、国有林野経営が本格化していく。

こうした中央の山林局と出先の林区署に配置される林業技術職員（技師や技手など）が、1880 年代（前身の時代を含めると 1870 年代後半）以降に設立・運営され始める林業教育機関で育成されていった。帝国大学での林学科の設置は、1886 年公布の「帝国大学令」が時期的な節目となるが、高等専門学校での林学科の開講は、前述の通り、1903 年が節目である。

ここから高等専門学校学卒者のキャリアに大きく関係する官職を中心に、国有林野の経営管理機構（主に林区署）の人員配置についてみていこう。ここでは上級の技術職員である技師・技手を検討する。

1920（大正9）年頃の林区署では、大林区署が7つ、その下に属する小林区署が171署程度あり、これらの林区署が農商務省所管の412万haほどの国有林野面積を管轄していた（松波1919）。1大林区署当たり約60万haほど、1小林区署当たり約2.4万haほどの管轄面積である（1haは約1町）。これらの林区署の管轄林野面積は、当時の日本が手本とした欧州（特にドイツ）の国有林の経営管理機構の場合と比べてかなり広大であった。特にドイツにおける小林区署の管轄面積は林学の高等教育をうけた上級技術者が現場の林内で日常的な巡回業務をこまめに行うことを前提に、その上級技術者1人が管轄エリアを毎週一巡できる限度（山岳地方では500ha、平地地方では1万ha）に設定されていた（植村1916）¹⁾。それとの比較では、日本の林区署の管轄範囲の広大さが際立っている。表2は、当時の日本の林区署に勤める正規職員数を出先機関別に示したものである。本表をみると、大林区署職員1人当たり約2千ha～1万haほどの面積の施業監督業務に従事し、小林区署職員1人当たり約700ha～3千haほどの面積の現場施業に従事していたことが分かる。ちなみに後者の小林区署職員には、技術職員以外の文官や森林主事（森林の警戒・保護などのレンジャー業務に従事する下級職員）が含まれる。よって小林区署の管轄面積は、上級技術職員（例えば技手）1人当たりが日常的にエリア内を見廻れる物理的限度を大きく上回る、裏を返せば上級技術職員の配置が相対的に手薄であるという基本的な特徴があった。帝国大学・高等専門学校の林学科の学卒者は、林区署では、このような業務環境で上級技術職員として勤務するために

表2 林区署での職員配置

施業監督区域 (大林区署)	管内国有林野 面積(町)	大林区署 職員数	大林区署職員 1人当たり 面積(町)	小林区署数	小林区署 職員数	小林区署職員 1人当たり 面積(町)
青森	988,505	114	8,671	32	347	2,849
秋田	734,390	88	8,345	23	294	2,498
東京	1,416,158	140	10,115	35	497	2,849
大阪	373,162	97	3,847	25	340	1,098
高知	178,662	70	2,552	16	216	827
熊本	176,840	73	2,422	20	243	728
鹿児島	411,622	92	4,474	21	274	1,502

(出典) 帝国森林会(1924)

1) 平地では技術者が林地を巡回しやすいので、広めに小林区署の管轄面積が設定されていた。

巢立っていった。

まず大学とそれに次ぐ高等専門学校の学卒者は、当該部門に就職すると、概ね技手（判任官）から職業生活をスタートさせる。1920年頃、林区署では山林技手が623人、農商務省山林局で山林技手54人、農商務技手（非林学出身者を含む）3人が、それぞれいた（農商務省山林局1919）。それに対して、前掲表1によると、同じくらいの時期、帝大・高専出身の国有林野部門の技手（山林技手と農商務技手の合計）は374人いた。よって国有林野部門の大半の技手が大学・高専出身者であったことが分かる。初任の技手は通常地方出先の林区署などで初歩的な実務を経験した後、森林経営の現場作業（施業）を担う小林区署の署長に就くことができた。高専の学卒者で早い場合には初任から4年後に、小林区署長のポストに就いた（後の表4を参照）。そして帝国大学出の技手は、初任後2年程度経過した後小林区署長に就いた（太田1976）。帝国大学と高専の学卒者の待遇の差は、はじめはこの小林区署長への就任時期の差に現れるといえよう。

その後、大学と高等専門学校出身の技術職員は、最終的に地方出先にあつて現場の小林区署を束ねる大林区署長などのポストに就くことができる技師（高等官）に昇進していく（職業指導研究会1933）。林区署勤務の技師は当時68人、本省山林局勤務の技師は21人（そのうち山林技師は16人）いた（農商務省山林局1919）。ただし前述のように、国有林野部門のラインの長のひとつである大林区署長のポストは数少ないので、大半の技師は大林区署で署長を支える業務に就くか、地方の府県庁や植民地などの他の林政部門に転じていった。ちなみに表1によると、当時、大学卒の技師が49人、高専卒の技師が16人となっており、大学卒が国有林野部門の技師の大半を占めた。この点も、帝国大学と高専の学卒者の待遇差の現れといえる。

ちなみに技師・技手より下級の職員としては、正規職員である前掲の森林主事（判任官）と、非正規職員（官制上の定員外職員）である雇員が林区署業務を支えていた。特に前者の森林主事は当時1,100人程度おり、小林区署管内の森林の保護区をそれぞれ担当して、主に担当区のパトロール業務と森林管理に関する補助的な事務に従事した。ただし森林主事や雇員は、高等専門学校卒以上の学歴をもつ学卒者が就職する職位ではないと見做された。官公署への就職難の時期に、たとえ高専卒の本人がそれを進路先に選択しても、森林主事など

への就職は出身校の学校関係者からは白眼視されることもあったという（野尻 1971）。この事例から、高専の学卒者の場合は、相応のキャリア形成のあり方が社会的に規定されており、意識的か否かにかかわらず、当人がそのあり方に拘束される側面があったといえよう。その意味で、国有林野部門では、1920年頃までの高専卒の若手技術者がまず進路先として目途とするのは、同部門の技手の約 700 人弱の数少ない集団に加入することであった。

(2) 地方林政部門

前項と同様に、次は地方の府県庁の林政部門について考察する。ここでも、上記の既刊の拙稿（青木 2020/2021）にもとづきつつ、本稿の課題との関連で必要な限りで、論を進めたい。

前掲の表 1 で「府県郡その他官公署」の項目をみると、1920 年頃、高等専門学校卒で、地方の府県その他の官公署に技師・技手として勤めていた職員が 445 人いたことが分かる。この数字には、植民地の官公署に勤務する職員が含まれていることが想定されるので、確言はできないものの、地方庁には相当数の上級技術職員が高専から就職していた点が推測される。

地方林政の担当職員の配置が課題となったのは、明治末期（1890 年代末）からである。それは林政の重点が、国有林野部門の事業体制の整備から、府県が管轄する民有林野行政へ移行したことに伴うものであった。具体的には、前述の国有林野特別経営事業の開始以降、森林施業案の編成や造林、林道網などの整備のための事業資金を特別会計制度の採用により手当する仕組みが整ったことに加え、今度は 1897 年成立の森林法の下、国有林野および帝室林野を除いた一般森林（民有林野とも称される）への林業指導やその営林監督が府県の任務となり、関連する職員配置が必要とされたのである。

このうち民有林野の営林監督において焦点となったのは、公有林野政策である。公有林野とは、一般に、町村などの地方自治体や部落（集落）などが所有する林野のことである。日本の公有林野では、山林原野における官民所有区分で民有となった旧入会山が、その大半を占める。この公有林野政策の下に目指される土地利用は、国有林野などと同様、専門的な技術者による人工的な用材林の育成であった。そのためには、近世以来の林野入会、つまり燃材採取や家畜放牧などで、住民が林野を共同利用する土地利用形態を解消もしくは制限す

ることが必要であった。1907年の森林法改正では、府県庁による技術的な施業監督の仕組みが導入されて、これが当時の府県庁の営林監督の主要業務となった。この業務に関連しては、末端の町村当局が部落単位で所有・入会利用されていた林野を自らの所管の下に移すという部落有林野の統一事業が必要となるが、町村のこの事業を上級官庁の立場から指導・奨励することも、府県庁の業務となった。

他方の民有林野を対象とする一般的な林業指導には、主に、森林の伐採跡地などの無立木地の一般的な造林指導や補助、薪炭などの主産物や椎茸などの副産物の商品化の指導奨励、そしてそれらを担う育林・木材業者への講習と業界団体の組織化が含まれる（堀田 1924）。

以上の業務を担う地方庁の正規職員には、官制（1920年代初頭）上では、2つのタイプの職員がいる。まずは地方官官制上で定めのある職員で、技術職員としては府県技師・技手がいた。そして2つ目は地方産業職員制に定めのある職員で、地方の府県や郡市の経費で支弁される各産業職員である。林業関係の技術職員としては林業技師・技手などがいた（帝国森林会 1925）。後者の地方産業職員の雇用については、各府県・郡市の独自の費用負担が発生することから、基本的には各々の地方庁毎に採用にあたって独自の林政上の方針がその背景にあることが前提となる。ちなみにこれらのうち技手は、地方庁の場合、中等実業学校卒で既存の下級職員からの内部昇任もあった（川鍋 1986）。ゆえに、こうした地方の上級技術職員を進路として選ぼうとする高等専門学校の学生たちには、次項での述べる通り、刻々と変化する地方庁の林政方針と現場の人員採用の動きを注意深く情報収集することが求められたといえよう。

（3）各府県の林政動向と人材配置

こうして明治大正期には、森林法を根拠に府県庁の林政業務が定められ、対応する正規職員の官制も整備されたものの、地方林政の実際の展開で民有林野への一般的な林業指導とその営林監督のどちらに軸足を置くかは地域ごとに区々であり、その現場に配置される人材もさまざまであった。この違いに各府県の独自性が現われる。表3は、その点を具体的に考察するために示したものである。本表には、1920年代初頭の地方の府県の林務関係職員数の一覧を示した。この職員数一覧には、技術職員以外の文官（属）、そして下級職員

明治末～大正前期の林業教育と労働市場

表3 1920年代初頭における府県林政職員数の一覧

	府県							府県林務 職員1人 当たりの 民有林野 面積(町)	内訳			
	府県技師	産業技師	属	府県技手	産業技手	技術員 その他	計		民有林野 面積(町)	公有	社寺有	私有
山梨	1	4	3	5	57	10	80	3,921	313,667	196,152	3,484	114,032
愛知	1	4	1	2	17	35	60	2,693	161,584	31,876	2,307	127,401
長野	2	3	1	23	9	5	43	12,499	537,476	293,857	6,080	237,539
新潟	1	2	2	1	28	2	36	9,255	333,168	111,031	4,848	217,290
栃木	1	2	1	1	25	8	38	6,004	228,147	13,705	2,520	211,922
岐阜	1	2	2	2	24	2	33	17,765	586,235	213,567	5,885	366,782
福島	1	2		11	18	1	33	19,847	654,958	187,283	4,163	463,512
岩手	1	2	2	11	17	7	40	13,880	555,186	97,422	1,061	456,703
神奈川	1	2		5	15	1	24	4,345	104,287	31,091	2,436	70,761
福井	1	2	1	2	14	7	27	11,336	306,077	71,218	6,716	228,143
岡山	1	2		3	12	1	19	20,600	391,407	140,681	5,724	245,002
秋田	1	2		1	12	6	22	22,293	490,437	285,262	949	204,226
愛媛	1	2	2	5	11	1	22	11,597	255,123	53,748	3,466	197,910
群馬	1	2	1	6	11	5	26	7,544	196,135	19,765	3,510	172,861
宮城	1	2	2	2	9	6	22	10,386	228,484	95,671	1,301	131,512
山形	1	2	1	7	7	9	27	8,896	240,191	93,216	1,638	145,337
青森	1	2	1	1	7	1	13	14,858	193,152	65,470	543	127,139
三重	1	2		7	6	1	17	17,982	305,687	96,813	2,374	206,500
徳島	1	2	1	8	4	1	17	13,724	233,312	15,371	2,223	215,719
兵庫	1	1	1	2	18	2	25	16,777	419,421	171,821	8,079	239,521
静岡	2	1	2	3	17	1	26	14,500	376,998	89,924	6,561	280,513
鳥取	1	1	1	3	17	4	27	5,267	142,204	62,016	1,247	78,942
熊本	1	1	1	2	17	2	24	9,705	232,910	83,741	333	148,836
広島	1	1	2	2	16	6	28	16,639	465,896	86,717	3,182	375,997
山口	1	1	1	2	16	5	26	11,828	307,527	98,728	3,056	205,744
島根	1	1		2	15	7	26	15,324	398,435	39,732	5,765	352,939
滋賀	1	1	1	8	14	5	30	6,026	180,767	73,467	6,872	100,428
大分	1	1	1	2	14	7	26	9,188	238,897	68,263	1,952	168,682
宮崎	1	1		2	10	1	15	12,639	189,592	56,056	503	133,034
京都	1	1		3	9	3	17	11,560	196,525	68,471	4,388	123,666
福岡	1	1		2	9	5	18	9,259	166,654	54,721	826	111,107
石川	1	1		7	8	3	20	7,701	154,030	9,834	1,554	142,643
埼玉	1	1		2	6	3	13	6,736	87,574	7,197	3,174	77,203
奈良	1	1	1	5	6		14	14,729	206,204	38,130	1,745	166,330
沖縄	1	1	1	1	6	4	14	7,331	102,635	74,163	15	28,457
富山	1	1	2	4	4	5	17	5,614	95,445	33,357	366	61,722
和歌山	1	1	1	12	4	1	20	14,215	284,299	57,616	2,773	223,911
長崎	1	1	1	5	4	2	14	35,291	494,070	90,771	3,894	399,405
千葉	1	1	1	1	3	2	9	17,279	155,510	9,436	3,475	142,599
大阪	1	1		1	3	2	8	5,626	45,011	9,966	2,219	32,827
茨城	1	1	1	2	2	1	8	22,884	183,074	4,893	2,453	175,728
東京	1	1		4	1	2	9	6,432	57,887	12,060	1,723	44,104
香川	1		1	2	12	2	18	4,594	82,690	26,213	2,448	54,029
高知	1		1	2	11	5	20	14,738	294,755	29,418	508	264,829
鹿児島	1			2	9	2	14	15,473	216,621	62,016	418	154,188
佐賀	1		1	2	6	2	12	7,298	87,571	33,699	757	53,114

(出典) 帝国森林会(1925)、堀口(1924)に基いて作成。

（技術員その他）の数も示している。ただし表中の府県の並び順は、府県費による独自の経費負担で産業技師・産業技手を雇用し、相対的に上級技術職員を手厚く配置している府県が上位にくるようにした。表中の行が塗りつぶしになっている府県は、庁内での林業専管課の設置が早い府県となっている。

表 3 によると、府県における上級技術職員では、全体で技師（府県技師・産業技師）が合計 114 人、技手（府県技手・産業技手）が合計 748 人配置されていたのが確認できる。国有林野部門の場合と同様に、この後者の技手 700 人強の集団が、高専卒の若手技術者が目指す進路先のひとつであったといえよう。そして各府県別に見たこれらの職員の配置状況の差異は、府県独自の経費負担で雇用する産業技術職員の配置状況の差として現れるといえる。ここでは、その最上位に位置する府県のうち、林業専管課の設置が早い 4 府県（山梨県・長野県・岐阜県・福島県）をピックアップして、林政の状況とそのための人員配置状況をみよう。

山梨県は、1900 年に林業専管の課を新設し、主に県有模範林と県営苗圃の事業に注力した。県有模範林の経営は、公有林野政策の一環で、末端町村による部落有林野の統一事業、そして地元住民の林野入会の整理を促す意味で、県が率先して県有林におけるパイロット事業を行うものであった。県が公有林野での人工林の育成のメリットを末端の町村当局や地元住民に示すことで、公有林野政策の進展を促すことを狙ったものである。同県では、加えて、林野の官民所有区分で官有に編入され、その後皇室財産（帝室林野）に移管された御料林約 7.9 万町歩が、1911 年に地元の山梨県に返還された。山梨県においては、これを「恩賜県有財産」として県庁が直営することになり、その施業に必要な林務関係の上級技術職員が手厚く配置された。表 3 によると、技師では県技師が 1 人、産業技師が 4 人となり、技手では県技手が 5 人、産業技手が 57 人となった。ちなみに、本表で見る通り、同県の林務担当職員の配置状況は、下級職員などを含めた全体で 80 名の県庁職員に対し、31 万町歩強の民有林野があり、職員 1 人当たりの管轄面積は 4 千町歩弱であった。80 名の県庁職員のうち、67 名が上級の技術職員であった点は、「恩賜県有財産」（旧御料林）の直営事業を抱える本県の林政の特徴を人材配置面から示すものである（山梨県 1936）。

長野県は、1899 年に林業専任の課を内務部に新設した。同県は、公有林野

政策のための条件整備（入会整理事業など）を早くから始めており、1901年頃からその専任の技術職員の配置に、特に努めてきた。具体的には、1901年に県令で「公有山林取締規則」「公有原野整理規則」を定めて林業技師2人を配置したが、そのはじまりである。1908年の改正森林法施行をうけて、同県は特に部落有財産の統一事業などを担当する技手2人を増員したが、加えて、1915年から公有林野での入会整理業務の担当職員の経費が国庫補助されたのを機に、同県は同業務の専任職員を順次拡充し、1918年には最終的に技師1人・技手32人体制とした。尚、1907年には、6千町歩の県有模範林の経営に着手している。これは山梨県と同様の施策である。ちなみに表3によると、県庁配置職員では、全体で43人の職員（うち技師は計5人、技手は計32人）が54万町歩弱の民有林野を管轄する状況で、1人当たりの管轄面積が1.2万町歩強であった。山梨県と同様に、上級技術職員（特に技手）の配置数が多い点が本表から明らかとなる。これは上記の通り、公有林野政策の推進のため、部落有林野の統一事業や地元住民の入会整理事業のため、専任職員を重点的に拡充してきたためである（長野県内務部林務課 1918）。

岐阜県は、1898年に山林課を設置し、6名の技術職員で業務を本格化させた。同県が重点的に取り組んだのは、県苗圃の直営と苗木配布であった。これは県の民有林野面積の1割にあたる5.2万町に植栽する苗木を栽培・配布することを意図したもので、山林課設置当初から取り組まれた。表3によると、59万町歩弱の民有林野面積に対して、職員が33人（うち技師は計3人、技手は計26人）おり、1人当たりの面積は1.8万町歩弱であった。山梨県と同様に、県費支弁の産業技手が相対的に多い点が着目される。こうした上級技術職員の配置状況の背景には、上記の県苗圃の直営に加えて、公有林野政策の展開があった。例えば、岐阜県における公有林野面積は、1920年の時点で21.8万町歩あったが、部落有林野の統一事業が進捗した結果、同年までに町村有林野はそのうちの13.4万町歩を占めるにいたった。同県では、その町村有林野については、町村当局が人工林経営のための施業を行い、県庁がその施業を監督する取り組みが進んだ。その一環をなすのが、町村当局による施業計画案の編成であるが、同県は町村側からの申請により職員を派遣し、その編成をサポートした。結果として、1920年時点で、町村による施業計画案の編成済み面積は、2.6万町歩（全体の20%弱）まで積み上がった。産業技手の配置の手厚さは、

同県における公有林野政策の積極的な展開を人員面で裏付けるものとなっていた（岐阜県内務部 1927）。

福島県は、1901年に内務部内に森林係という林業専任の係を早くから設置して、それが1911年に林務課へ昇格した。同県では、広大な広葉樹資源を使用した木炭の商品化と県外出荷などに取り組み、1905～1908年には木炭生産全国1位となった。同県の林政は、当初、そのための一般的な林業指導に軸足を置いていた。例えば、1901年の森林係設置では、10人の担当職員を配置して、木炭生産の改良・漆などの特養樹種の植栽奨励・しいたけ栽培等の指導を行った。1911年の林務課設置時は、14人の担当職員中、技師1人・技手11人を配置した。同年は荒廃地復旧事業の開始年であり、その前年からは県令「公有林野造林奨励規程」を公布して、町村有に移管された公有林野への造林奨励策の第1段を打ち出した。ただし公有林野政策の展開は概して不調であった。一方の林産指導では、木炭生産指導が引き続き堅調であり、1920年には県の製炭技師創案の焼窯が大日本山林会の性能試験で入選するなどの成果を挙げた。さらに1922年には県外移出用の木炭の検査を全県実施する取り組みを開始した。こうした林政展開を歩んだ同県では、表3で見ると通り、33人（うち技師合計3人・技手合計29人）の県庁職員に対し、民有林野面積が65万町歩強であった。職員1人当たりの管轄面積が2万町歩弱で、営林監督業務の観点からすると相対的にやや過大であったという点は、民有林野への集約的な営林監督より一般的な林業指導に施策の軸足を置く福島県の林政の特徴を端的に現わしている（福島県林政史編纂委員会・同編纂会議 1999）。

（4）台湾・朝鮮・樺太の林政部門

前項で述べた通り、地方庁での林政展開とその現場の人員配置のあり方は区々であり、変化も刻々としていた。高専の学卒者の進路選択には、植民地の林政部門も含まれるので、ここでは台湾・朝鮮・樺太の林政動向をみつつ、上級技術職員の配置状況について論及しておきたい。これらの植民地の林政動向や人員配置のあり方も、内地の地方庁の場合以上に区々であり、多様であった。以下で述べる植民地での技術職員の配置数については、各種の官制上の定員数に依拠する。

・台湾

台湾は、周知のように 1895 年からはじまる日本統治の下、森林開発が本格的にはじまった。いわゆる「無主地国有」化の原則により、広範な林野が国有化された²⁾。ただしそれは台湾の森林を森林伐採事業（もしくは育成林業）の対象とできることとは別であった。台湾総督府にとって、特に有望な森林資源は中央山脈を中心に分布していたが、その区域は先住民（高砂族）の生業の地であった。したがって、この先住民の居住する「蕃地」を限定して囲い込み、「蕃界線」内の森林については、先住民の抵抗を抑圧しながら、まず森林伐採による資源の開発利用を可能とするエリアを順次拡大していった。その際、総督府は、軍事作戦の展開による抑圧と、日本内地からの産業資本の呼び込みによる拓殖事業の両面から、先住民を追い込んでいった。明治大正期の総督府は、このような抑圧政策の延長上に、特に中央山脈に点在する「指定国有林野」（阿里山・八仙山・太平山事業地）の優良な資源の開発とその直営伐出事業を展開した。育成林業は必ずしも初期の総督府の林政の最重要課題ではなかったといえよう（萩野 1965 および Hung 2015）。

こうした台湾における林政動向に対応して、台湾総督府には、2 系統の中央管理機構があった。第 1 は台湾総督府官制上に定めのある殖産局内の林務課一営林所の系統である。日本の内地での林区署に相当するのが営林所であり、この営林所が前記の「指定国有林野」を管轄した。この系統では、1920 年頃、総督府内の林務課に技師 5 人、技手・属（文官）26 人が配置されていた³⁾。そしてその下の営林所に技師 5 人、技手・属 46 人が配置されていた。第 2 は総督府専売局内の造林課で、職員には技師 1 人、技手・書記 11 人が配置されていた。

台湾で残るは、地方の州庁の林政部門である。同地における「指定国有林野」以外の国有林野は、この州庁が管轄するものであった。州庁は、台北・新竹・台中・台南・高雄・台東・花蓮港の 7 つであった。7 つの州庁には、林務

2) 1942 年時点では、「平地」と「蕃地」あわせて、国有林野は 200 万 ha 強で全林野の 89.7 %を占めた（萩野 1965: 416）。

3) 官制上、技手は文官の属などと同じカテゴリーに一括されて、その定員が示される。ただしカテゴリー内の大半は技術職員である技手で占められている場合が多いので、技手の定員数を代理する数字としてあげておく。以下も同様とする。

職員として、技師 2 人、技手・属 23 人が配属されていた（ここまでの技術職員の配置数については、すべて松波 1924 を参照）。

・朝鮮

朝鮮では、周知のとおり、1907 年日韓協約成立後、内政の実権が日本側に委ねられて、林政が本格化した。はじめに土地調査事業の一環で、森林所有権の設定手続きが着手されたが、1910 年に目安の一つとしてだされた林籍調査の結果、朝鮮では全体の林野のうち国有林野は 52.4%（約 700 万町歩）とされた。1910 年日韓併合後の朝鮮総督府にとって、さしあたりの林政課題は、育成林業よりは鴨緑江・豆満江流域の森林資源（218 万町歩）の開発と利用であり、総督府の林政部門は、そのための機構を重点的に整備していった（萩野 1965 および Fedman 2020）。

そのうち朝鮮総督府拓殖局山林課は鴨緑江・豆満江流域以外の国有林野を管轄し、その実務は地方庁の道が担当した。前者の山林課には、技師 8 人、技手・属・通訳生 57 人が配置されていた。そして地方の道庁の林務担当課には、全体で技師 2 人、技手 39 人が配置されていた。

鴨緑江・豆満江流域の森林資源開発に携わる担当部局が営林廠である。営林廠には支廠があり、その本・支廠は上流部の恵山鎮支廠から河口部の新義州の本廠までが配置されていた。朝鮮と中国東北部の満州の国境の重要地点にある営林廠は、警備・通関関係の施設や民間林業会社（採木公司）とともに、流域の森林資源開発に従事する複合体をなしていた。営林廠では、技師 9 人、技手・書記・通訳生 94 人が配置されていた。この営林廠こそ、朝鮮における林政の最重要部門であった（ここまでの技術職員の配置数については、すべて松波 1924 を参照）。

・樺太

樺太の森林開発は、日露戦後の 1905 年のポーツマス条約により、南樺太が日本の領有に帰した後からはじまった。樺太庁は、国有に編入された林野を所管し、日本内地向けの製紙パルプ用原料となる木材生産を担うべく拓殖開発を進めた。同庁は、関連企業を誘致するべく、1911 年「樺太国有森林原野産物特別処分令」を發布するなどして、国有林野内の立木を企業向けに廉価で払い下げる優遇策を展開した。これに応じるかたちで、三井系の王子製紙が樺太に進出して以降、「パルプ王国」への樺太開発の歩みが軌道に乗った。ただし、

ここでも育成林業は、林政課題としての優先順位が低かった（萩野 1965 および山口 2015）。

こうした林産物の積極的な払下を主軸とする拓殖開発の担い手になったのが、樺太庁拓殖部林務課である。同課では、技師 1 人、技手・属 30 人が配置されていた。この林務課には、出先の支庁が 5 か所あり、これらの支庁では技手・属が計 5 人配置された（松波 1924）。

こうして台湾・朝鮮・樺太での林政部門では、高等専門学校卒の若手技術者が目指すものとして、「技手・属」の集団が第 1 の選択肢となる。その集団の大凡の人数は台湾で 100 人、朝鮮で 190 人、樺太で 40 人程度であった。ただしこれらの各地で求められる技術者は、地方林政の動向でみたのと同様に、育成林業向けの人材に限定されるものではなく、より多様なものであった。よって高専の学生たちには、地方林政の場合以上に刻々と変化する植民地林政の動向と求められる人材のあり方に注目する必要があると思われる。

Ⅲ 盛岡高等農林学校の学校史の分析

Ⅲ－1. 明治大正期の高等専門学校林学科の特徴と盛岡高等農林学校林学科の開校

(1) 高等専門学校での林学教育の社会的位置

明治末期に開校された高等専門学校では、どのような特色をもつ教育が行われ、それを修めた高専卒の学卒者はいかなる特性をもっていたのであろうか。ここでは、これらの点を中心に、当時の林学教育のあり方について、大日本山林会の会誌上に寄稿された林学博士・三浦伊八郎の所説を引用しながら⁴⁾、考察していきたい。三浦伊八郎は、林産物の利用法や製造法を専攻する林学者であった（大日本山林会 1971）。大日本山林会とは、当時の林業にかかわる官界（退職者を含む）、実業界、教育・研究機関に属する関係者による調査研究・交流のための団体である。その会員は、ネットワークの凝集性が比較的高い「林業人」の集団を形成した。

ここでは三浦伊八郎が寄稿した「林学教育の現状と其考察」により、当時の

4) 本稿では、以下での史料の引用にあたっては、現代仮名遣いを用い、旧漢字を現在の常用漢字になるべく改める。

日本の高等専門学校における教育について考察していく（以下、本文注がない限り、三浦 1930: 2-9 を参照）。まず三浦が日本の林学教育制度の特色として挙げるのが、中等実業学校・高等専門学校・大学の3段構成と、その3段の各級の学校教育の役割分担の不明確さであった。

当時、世界の林学教育を見ると、林学教育は2段編成であるのが一般的であった。具体的には高級技術者を育てることに特化する「大学」と、「保護吏」（森林資源の保護や利用状況のパトロールに従事するレンジャー）を育成する「低級林学教育機関」の2本立てが一般的であった。

日本が林学教育を導入する際に手本とした欧州の「大学」での林学は、歴史的に「植物学者数学者、経済学者により組み立てられ官房学の一部として採用せられた」ものであった。この官房学とは、近世の欧州において、領主に奉仕する家産官僚を養成するために所領経営に向けた専門性を身につけさせる学問であり、その分野は主に哲学・法学・外交学・政治経済学であった (Fernow 1907)。このような系譜をもつ大学の林学科での教育研究は造林学（樹木の生育とそのための森林環境・土壌などの研究）や経理学（樹木の成長量などの定量的分析）などに傾斜した。その本質的な特徴としては、多分に「形式的であり、官僚主義的であり、其研究は調査、観察、統計、机上総合に終始する」傾向にあり、学生もそうした資質をもった森林の「管理者」として巣立っていく。

一方で「低級林学教育機関」は、上記の「大学」とははっきりした役割分担がなされるのが一般的であり、あくまでその目的や教育内容は「保護吏及人夫頭養成であって管理者の育成ではない」とされる。軍隊組織に例えれば、「将校と下士」ほどの区別がある。そして林内でのレンジャー業務や作業人夫の監督に特化する「保護吏」を育成するこの「低級林学教育機関」では、高等な数学や植物学・経済学を教える必要はないと解される。

こうした2段構成の林学教育が大半である趨勢にあって、日本の林学教育はどうか。実際、日本でも大学教育からは、国有林などの大規模経営に従事する専門的技術者が巣立っていった点は、前節でみた通りである。三浦が日本の林業教育の特徴として挙げ、特に問題点のひとつとして挙げるのが、中等実業学校の林学科のあり方である。

本来、日本が手本とした欧州での林業教育制度に倣うなら、中等実業学校は、「低級林学教育機関」の役割に徹するべきである。三浦によれば、その教育内

容が「高等教育を簡単にしたもの」に過ぎず、役割分担が不明確で、「実用から遠ざかる」傾向がある点が問題となる。つまり森林の「保護吏」の養成に特化した教育とはならず、数学や植物学などを下地とする造林学や経理学などが中等実業学校でもカリキュラムの重点分野のひとつとなっていた。こうした中等実業学校の林学科の学卒者が、仮に国有林野部門・地方林政部門に就職し、下級技術者として実務経験を積めば、技手などの上級職への昇進の可能性があるものの、肝心の林政部門への就職から漏れれば、その可能性はゼロとなる。しかも、「実用から遠ざかる」中等実業学校の当時の林学教育内容が、かえって「就職難」の禍のもとともなった（青木 2020）。したがってその学卒者は、場合によっては、さらに上級学校への進学を志望し、その準備のため学業を継続する、いわば「受験浪人」をすることにもなる（青木 2021: 18-19）

このように中等実業学校が、大学との教育内容の本質的な役割分担を十分に明確にできていないという当時の林学教育の実態の中で、高等専門学校のあり方はどうか。三浦自身は、本来 2 段構成であるべき林業教育の中間段階に高専が存在している点を特段問題視していない。つまり高専は大学と「内容的、本質的の区別」がない「同一種の教育」を施していて、同じく「高級技術者即ち技師に適する教育を行っている」ので「実際不都合は来していない」とする。

ただしこのような三浦の見立ては、高等専門学校の初期の学卒者のキャリア形成の実態と必ずしも符合するものとはいえなかった。後述するように、初期の高専の学卒者は、学校で修めた専門性（造林学・森林経理学など）を新卒後の就職先で十分に生かしきれぬ保証はなく、常に活躍の場を求めて、職種横断的に移動するのが常であった。前節で述べた通り、造林学・森林経理学などが十分に生かせる育成林業が本格的に展開しているといえるのは国有林野部門にほぼ限られ、その他の日本の内地の各地方庁・植民地などの林政の現場で求められる雑多な業務のあり方に高専の学卒者が馴染めるかには、大きな個人差が生まれたといえる。

(2) 盛岡高等農林学校の開校と校友会

盛岡高等農林学校（1902 年設立・1903 年開校）の設立とその教育内容については、教育関係者の教育観やその実践に関して、各種の産業教育学校の事例分析を重ねた三好信浩の研究に依るのが近道である⁵⁾。ここではそれらに依拠し

つつ、開校の背景やその特色について、はじめに概観する。

まず 1902 年の設立の背景であるが、大きく分けて 3 つあり、寒冷地に適した農業のための学知の発達と畜産の振興の必要性、そして森林資源の存在があったとされる (岩手県 1982: 1090)。教育の特色については、入試方法、教育課程、卒業称号などが注目される点である。

入試方法は、中学校卒業程度の学力を求めたが、中等実業学校からの進学も奨励した。これは後者の実業学校とエリート教育を行う中学校の出身者を平等に扱うということではあるが、前項で述べた通り、中等実業学校での教育が高専での教育と本質的に差異がないことから可能であったといえよう。

教育課程では、卒業生が教職の途を歩むことを念頭に、教育学をカリキュラムに取り入れた点が挙げられる。開校間もなくの時期には、その旨は記されなかったが、1910 年時では林学科のカリキュラムに「第三学年に於ては科外として志望者に毎週一時間教育学を課す」と定められた (盛岡高等農林学校 1910: 31)。これは、後述する通り、初期の学卒者が教職を含めて進路先を広く求めたり、教職へ転職したりするなど、職種横断的な異動をしていた点に鑑みたものであろう。

卒業称号については、盛岡高等農林学校林学科の卒業した場合、林学得業士と称されることになった。これには単に高専を卒業したという形式的な学校歴ではなく、高専で修めた専門分野の知識と技術を証明するという意味があり、相応の職場と待遇を求める得業士意識の形成につながったとされる。この意識が盛岡高専の林学科卒業生の職種横断的な移動の一因となったと思われる (こまで三好 2012a: 243-251)。

開校後の盛岡高等農林学校は、1906 年から卒業生を送り出し始めた。そこで卒業生を含む校友ネットワークが、校友会報を媒体として形作られていく。校友会の会則 (1907 年時) によると、同会の組織は通常会員が在校生、特別会員が卒業生を中心に構成され、会務は当初では庶務部・文芸部・運動部に属する通常会員が担った (盛岡高等農林学校校友会 1907: 157)。そこでは、会誌の編

5) 盛岡高専について、他の研究動向を簡単に例示すると、まず作家の宮沢賢治などの人物史との関わりで、その学校史に論及した研究がある (中野 1992)。その他は高専の大学昇格運動の事例分析として同校をとりあげた研究 (山下 2006)、高専の入学試験制度について同校の事例分析を行った研究 (佐々木 1983) をあげておく。

集は文芸部の担当とされたが、会則改正（1909年）により、この担当は新設で独立した編集部となった。この際、編集部員の就任の辞が会報に掲載されて、会誌編集の抱負が述べられた。下記の引用文からは、会誌発行が始まって3年経過の時点での校友会報が、校友ネットワークの媒体として十分な役割を果たせていないことが指摘され、この現状を打破しようとする思いが読み取れる。

「学校と卒業生との関係は直ちに第二の父子たるべくして、而も然らざるもの多きは、生等の常に遺憾とする処にして、本校得業生が校を去りしも所謂母校を思うの情果して如何、必ずや其切なるものあるべく、又無かるべからざるなり。学校の得業生を思うも亦然り。而して互に遠く相離れたる父子は、頻繁なる書信によりて相互の消息を知り、情味を通じ得るものなり、今母校と得業生との^{ママ}仲間に立ち、二者の連絡をとり気脈を通ぜざるべからざるもの、夫れ本会会報に非ずして何ぞ」（盛岡高等農林学校校友会 1909: 161）

このような現状は、それ以前からの問題であったようで、次の在校生からの投稿文からは、卒業生からの書信を渴望し、自身の将来的なキャリア形成に生かしたい旨の思いがはっきりと読み取れる。

「我校新設日尚浅く、後進の活動は一に全く兄等先輩の指導に俟たざるべからず。（中略）諸兄の指導は正に我等が運命開拓の導火線なり。」

「諸兄が社会に於て衝突さるる幾多の経験は、直ちに以て我等が経験たらずんばあらず。」

「願くば諸兄よ、諸兄の足跡に従う我等後進の斯くも敬慕の念を^{ママ}寄するあるを思わば、事苟も社会的たると個人的たるとに閑せず、換言せば兄等が位置せる社会一般の風潮或は任地の地理、人情、風俗、同僚間の折合、処世術、人生観、結婚観、結婚談、その他百般の経験事項の報導に接しなば、我等が利益夫れ果た如何ぞや」（盛岡高等農林学校校友会 1908: 82-83）

以上のように、開校初期の盛岡高等専門学校の在校生は、自らの卒業後のキャリア形成を視野に、卒業生の職場の状況などについて、在学中から必死に情報収集を試みようとしていた。その媒体として校友会報に託される期待や思いには、非常に大きなものがあつたのである。在校生にとっては、刻々と変化する林政部門とそれに対応する労働市場の動向を絶えず把握するための情報媒体が校友会報であり、その情報を校友ネットワークに依存していたのである。

そしてこうした学内と学外をつなぐ校友ネットワークの重要性については、教職員においても、その認識は在校生と共通していた。この点については、開校時の校長の玉利喜造の後任で、1909年に第2代校長に就任した佐藤義長が行った「処生上の心得」と題する講演がある。次に引用する講演の一節は、翌年の校友会報に掲載されて、校友ネットワークのあるべき姿、具体的には、年次を跨ぐ同窓関係として、いかなる校友のあり方が理想とされていたかを伝えている。

「処世立身の上に於て、後輩を誘掖して、親切に之を引き立てることは大に必要である。後輩を親切に世話するときは、後輩は其恩義に感じ必ず之に報いんとし、種々の便宜を与え呉るものである。此の後輩の援助こそ実に自己を向上すべき非常なる勢力である」（盛岡高等農林学校校友会1910b: 72）

佐藤校長は、校友が後輩を引き立てることの処世上の意義をこのように述べた上で、当時、そうした理想にもとる悪例が盛岡高等農林学校の学卒者であったとして、次のような事例を述べる。

「常に本校の後進者を導き、其進路を開くに親切なる人もあるが、又一向に此事に頓着せぬ人がある。其甚だしきに至ては、後進者の手腕を妨げ、或は其進路を塞ぐ者さえある。一例を申せば、某所に於て、本校新得業生を採用せんことを望み来れるに際し、予は先ず其好地位を旧得業生に与え、旧得業生の地位を新得業生に与えんと思ひ、之を現に在職せる旧得業生某に交渉したるに、某は喜で之に応ぜんことを望み、自己の後任には、新得業生を推さんことを、回答し来れるに依り、予は某を先方に推薦し、尋て某の後任として新得業生を推さんとしたるに、其後ち某は事情ありて自己の後任には、新得業生を取る能はずと報じ来り、而して自己のみ其好地位を占得したり。嗚呼是れ何たることぞ」（前掲：72）

上の講演録の引用文からは、1906年から卒業生を送り出し始めて、4年経過した1910年の時点で、学校が学卒者の就職斡旋に積極的に関与する慣行があった点がまず分かる。その斡旋の中で、良い職場があった場合には、既卒者で既に別に職場がある者にも出身校の盛岡高専の校長から転籍を打診して、その斡旋に努めることがあった点が判明する。このような場合、その既卒者は新しい職場に移るに先立ち、元の職場に出身校の新卒者を推薦する慣行も形成さ

れていた。この講演では、当時、こうした慣行に違背するような学卒者がみられた例を引き合いに出し、佐藤校長は、「後進者に路を与え、或は之を誘掖し呉るときは、其地における本校得業生の地盤は鞏固となり、茲に所謂勢力範囲を形成し、而して之を形成したる人は、恩恵ある先輩として、衆望を担い後進者より種々なる援助を得て、其地位は益々向上する」(前掲:73)と説いていた。

このように、開校初期の高等専門学校では新卒者の進路や、既卒者のキャリア形成の模索過程で、学校の教職員の役割を核とした校友ネットワークが早くから形成された点が見える。ネットワーク内の慣行上、各校友には、その際自分が先輩からうけた便宜を今度は後輩へ確実に与えていくことが求められた。そのネットワークの土台となるのが、次で検討する校友会報への学卒者の投稿(書信など)であり、会報での学卒者の近況記事は在校生にとって将来的なキャリア形成を展望する意味で貴重な情報源となった。

(3) 開校初期の盛岡高専林学科の学卒者の動向

ここでは盛岡高等農林学校の初期の学卒者の動向を検討することで、学卒者からの校友会報への投稿が果たした役割についてのこの後の考察につなげたい。本項では、表4を見ながら、開校初期の盛岡高専林学科の卒業生(1906年卒の1回生～1910年卒の5回生)を対象に、1910年と1916年の所属先を比較することで、それらのキャリア動向を考察する。

はじめに表4の中の「1910年所属先区分」「1916年所属先区分」の項目列の記載により、はじめに両時点での所属先とその変化を概観する。この所属先の項目列にある「国」は国有林野部門(帝室林野管理局を含む)、「地」は地方林政部門(北海道庁を含む)、「教」は教育研究部門、「植」は植民地の官公署や企業、「産」は日本国内の企業をそれぞれ指す。植民地での官公署と企業を一括した理由は、同地での森林開発では主として官公署と企業が複合体となって従事していたからである。

1910年時点を見ると、軍隊への入営中の者や記載のない者、そして死亡を除く正味の108人のうち、所属先の内訳は国有林野部門62人、地方林政部門17人、植民地8人、教育研究部門18人、企業3人であった。この時点では地方林政や植民地、内地の企業を職場とする学卒者は、国有林野部門に属する

経済研究所研究報告（2022）

表 4 開校初期の盛岡高等農林学校林学科の学卒者の動向

回	学卒年	学校一覧 (1910年) 得業生一覧 登載順	氏名(旧姓名)	1910年調の所属先
1	1906	①	佐々木隆次郎	樺太庁
1	1906	②	三浦第二郎	盛岡高等農林学校
1	1906	③	湊賢治	青森大林区署青森製材所大鰯製材所
1	1906	④	小玉弁一郎	青森大林区大畑小林区署長
1	1906	⑤	吉野五郎	秋田大林区羽黒山小林区署長
1	1906	⑥	須田浩	宮城大林区署
1	1906	⑦	小泉多三郎	盛岡高等農林学校
1	1906	⑧	永井万吉	秋田大林区署荷上場小林区署長
1	1906	⑨	増野成助	宮城大林区署
1	1906	⑩	中山発郎	東京大林区署
1	1906	⑪	仁田(森本)利助	京都府立農林学校
1	1906	⑫	田上重喜	樺太庁真岡支庁
1	1906	⑬	神代弥左衛門	熊本大林区菊地小林区署長
1	1906	⑭	遠藤喜蔵	死亡
1	1906	⑮	佐藤善吉	長野大林区署
1	1906	⑯	安村信一	記載なし
1	1906	⑰	原田(曾木)健二	鹿児島大林区署
1	1906	⑱	小部弥三郎	茨城県
1	1906	⑲	横沢(江釣子)四郎	青森大林区署
1	1906	⑳	太田奈良治	鹿児島大林区署
1	1906	㉑	芳賀真幸	東京大林区署
1	1906	㉒	今井峯八	沖縄県
1	1906	㉓	目時政忠	青森大林区大鰯小林区署
1	1906	㉔	平賀敬三	清国臨江県鴨緑江採木公司帽見山分局
1	1906	㉕	土橋(窪田)藤次郎	山梨県
2	1907	①	松島隲	農商務省山林局
2	1907	②	神谷(中村)徳	鹿児島県大島島庁
2	1907	③	氏家守兼	農商務省山林局
2	1907	④	長瀬道郎	宮城県立農学校
2	1907	⑤	梅沢源吉	樺太庁
2	1907	⑥	深田雅治	高知大林区署
2	1907	⑦	畠中福八	熊本大林区浜町小林区署浅見官庁研伐事業所
2	1907	⑧	関本豊年	住友別子鉱業所山林課
2	1907	⑨	森井(有沢)三省	樺太庁真岡支庁
2	1907	⑩	根守常夫	栃木県上都賀郡立農林学校
2	1907	⑪	東文吉	記載なし
2	1907	⑫	伊藤太右衛門	台湾総督府施業案編成部
2	1907	⑬	浅間正平	死亡
2	1907	⑭	南諭吉	清国武昌農業学堂教習
2	1907	⑮	金子敏雄	北海道庁拓殖部地方林業課
2	1907	⑯	室谷節蔵	岡山県立農学校
2	1907	⑰	荒川真文	青森大林区署
2	1907	⑱	江幡(鯉淵)直	秋田県
2	1907	⑲	平戸六三郎	長野大林区署明科製材所
2	1907	㉑	荒卯三郎	岩手県立農学校
2	1907	㉒	六戸祥助	鹿児島大林区署
3	1908	①	西力造	鹿児島高等農林学校
3	1908	②	佐藤源作	青森大林区署
3	1908	③	内田繁太郎	島根県立農林学校
3	1908	④	鈴木要	奈良県立農林学校
3	1908	⑤	遠藤邦之助	青森県
3	1908	⑥	横山長蔵	岩手県
3	1908	⑦	西尾三治	伊予別子銅山中七番山
3	1908	⑧	早坂(佐々木)弘	宮城大林区署
3	1908	⑨	大塚小郎	宮城大林区署
3	1908	⑩	齋藤敬太郎	青森大林区署
3	1908	⑪	横田光夫	宮崎県立農業学校
3	1908	⑫	古川良雄	台湾総督府殖産局

明治末～大正前期の林業教育と労働市場

1910年時点 職位	1910年 所属先 区分	1916年調の所属先	1916年 所属先 区分	所属先の移動
技手	植	北海道庁函館管林区分署	地	植→地
助教授	教	盛岡高等農林学校	教	
林務技手	国	台湾総督府阿里山作業所嘉義出張所	植	国→植
林務技手	国	秋田大林区角館小林区署	国	
林務技手	国	広島県立西條農学校	教	国→教
林務技手	国	青森大林区深浦小林区署	国	
助教授	教	盛岡高等農林学校	教	
林務技手	国	高知大林区署	国	
林務技手	国	山口県立農林学校	国	国→教
林務技手	国	山口県庁	地	国→地
教諭	教	鹿児島高等農林学校	教	地教→国教
技手	植	朝鮮総督府臨時土地調査局	植	植→植
林務技手	国	熊本大林区臼杵小林区署	国	
		死亡		
林務技手	国	台湾総督府阿里山作業所	植	国→植
		死亡		
林務技手	国	鹿児島大林区山野小林区署	国	
技手	地	茨城県庁	地	
林務技手	国	自営	自営	国→自営
林務技手	国	自営	自営	国→自営
林務技手	国	関東都督府	植	国→植
技手	地	沖縄県庁	地	
林務技手	国	青森大林区盛小林区署	国	
	植	朝鮮平北中江鎮採木公司帽児山分局	植	
林業技手	地	山梨県庁	地	
農商務技手	国	自営	自営	国→自営
技手	地	熊本大林区直方小林区署	国	地→国
農商務技手	国	農商務省山林局	国	
教諭	教	宮城県立農学校	教	
技手	植	北海道胆振・王子製紙(株)苫小牧分社	産	植→産
林務技手	国	千葉県庁	地	国→地
林務技手	国	記載なし		
	産	滋賀県立水口農林学校	教	産→教
技手	植	朝鮮総督府臨時土地調査局	植	植→植
教諭	教	北海道宗谷郡猿払村北見農場	産	教→産
		福島県耶麻郡日本硫黄(株)	産	
	植	台湾総督府殖産局	植	
		死亡		
	植	大阪大林区奈良小林区署	国	植→国
林業技手	地	自営	自営	地→自営
教諭	教	岡山県立農学校	教	
林務技手	国	山形県庁	地	国→地
技手	地	沖縄県庁	地	地→他地
林務技手	国	東京大林区六日町小林区署	国	
教諭	教	朝鮮総督府農事試験場	植	教→植
林務技手	国	鹿児島大林区署	国	
助教授	教	高知県立農林学校	教	国教→地教
	国	京都府立農林学校	教	国→教
教諭	教	島根県立農林学校	教	
教諭	教	新潟県庁	地	教→地
技手	地	青森県庁	地	
技手	地	岩手県庁	地	
	産	伊予別子銅山中七番山	産	
林務技手	国	朝鮮川崎農場	産	国→産
林務技手	国	東京大林区署	国	
林務技手	国	住友別子鉱業所山林課	産	国→産
教諭	教	宮城県立農業学校	教	
	植	台湾総督府殖産局	植	

経済研究所研究報告 (2022)

回	学卒年	学校一覧 (1910年) 得業生一覧 登載順	氏名 (旧姓)	1910年調の所属先
3	1908	13	櫻井 (柴田) 新一	福岡県立福岡農学校
3	1908	14	北野 (宥村) 勝好	久留米第五十六聯隊第九中隊
3	1908	15	野村 (松崎) 雪	東京府林業事務所
3	1908	16	長島巖門	熊本大林区人吉小林区署白浜官行斫伐事業所
3	1908	17	川添善徳	鹿児島大林区署下赤製材所
3	1908	18	下斗米忠	岩手県
3	1908	19	秋山熊雄	長野大林区大町小林区署
3	1908	20	渡部勝意	福島県
3	1908	21	作花寛作	長崎県立農業学校
3	1908	22	関口信介	秋田大林区大館小林区署
3	1908	23	都築泉馬	記載なし
3	1908	24	伊藤賢二	鹿児島大林区署
4	1909	①	山田熹一	東京大林区署
4	1909	②	佐藤正秀	青森大林区署
4	1909	③	加藤孝二	青森大林区署
4	1909	④	山本直治	広島重砲兵第四聯隊第五中隊
4	1909	⑤	兼子善九郎	宮城大林区署
4	1909	⑥	長戸貞	日立銅山事務所
4	1909	⑦	古田 (林) 清一	徳島県立農林学校
4	1909	⑧	橋本龍三郎	山形歩兵第三十二聯隊第十一中隊
4	1909	⑨	豊嶋恕清	東京府小笠原島庁
4	1909	⑩	松本秀男	長野県立上田蚕業学校
4	1909	⑪	並河真三	広島大林区署
4	1909	⑫	笹島秀雄	熊本大林区多良木小林区署湯前官行斫伐事業所
4	1909	⑬	清野正爾	青森大林区署
4	1909	⑭	北村勝吉	秋田大林区大館小林区署
4	1909	⑮	佐野猪太郎	浜松野砲兵第二十一聯隊
4	1909	⑯	沼田清五郎	宮城県遠田郡立農学校
4	1909	⑰	三浦恆男	長野大林区署
4	1909	⑱	村井長八郎	青森大林区署
4	1909	⑲	菊地吾郎	秋田県大林区湯澤小林区署
4	1909	⑳	瀬尾啓次郎	青森大林区署
4	1909	㉑	岩田廣金	名古屋輜重兵第三大隊第一中隊
4	1909	㉒	豊田政雄	石川県河北郡
4	1909	㉓	藏石勝	大阪大林区高野小林区署高野山官行斫伐事業所
5	1910	①	臼井好文	東京大林区署
5	1910	②	小野虎雄	山形県
5	1910	③	屋代蕃	山形県
5	1910	④	西宮佛八	青森大林区署
5	1910	⑤	中山 (榎谷) 隆吉	大分県立農林学校
5	1910	⑥	赤木樟一	宮城大林区署
5	1910	⑦	土谷繁喜	熊本大林区署
5	1910	⑧	田中朝尾	秋田大林区五城目小林区署
5	1910	⑨	丸岡 (荒澤) 繁治郎	秋田大林区毛馬内小林区署
5	1910	⑩	辻本多三郎	青森大林区署
5	1910	⑪	石井武興	長野大林区大町小林区署
5	1910	⑫	齋藤睦郎	東京大林区署
5	1910	⑬	庵原弥三	高知大林区安芸小林区署
5	1910	⑭	女鹿哲男	北海道庁拓殖部地方林業係
5	1910	⑮	高野昇二郎	長野大林区署
5	1910	⑯	荒川義一	宮城大林区署
5	1910	⑰	米谷俊夫	秋田大林区七日市小林区署
5	1910	⑱	高橋讓	熊本大林区署
5	1910	⑲	木村尚達	広島大林区署
5	1910	⑳	岩間清水	青森大林区署
5	1910	㉑	小坂夏太	青森県
5	1910	㉒	樋渡清栄	熊本大林区署
5	1910	㉓	田中潔	帝室林野管理局盛岡出張所
5	1910	㉔	篠崎幾至	茨城県立農学校
5	1910	㉕	藤吉二郎	高知大林区署

(出典) 盛岡高等農林学校 (1910/1916)。

明治末～大正前期の林業教育と労働市場

1910年時点 職位	1910年 所属先 区分	1916年調の所属先	1916年 所属先 区分	所属先の移動
教諭	教	記載なし		
	その他	宮崎県庁	地	
林業技手	地	群馬県庁	地	地→他地
	国	熊本大林区署	国	
林務技手	国	記載なし		
技手	地	愛媛県庁	地	地→他地
林務技手	国	東京大林区村山小林区署	国	
林業技手	地	新潟県庁	地	地→他地
教諭	教	台湾総督府嘉義庁	植	教→植
林務技手	国	秋田大林区阿仁合小林区署	国	
		徳島県立農業学校	教	
林務技手	国	鹿児島大林区署	国	
林務技手	国	東京大林区署	国	
林務技手	国	神奈川県庁	地	国→地
林務技手	国	住友別子鉱業所	産	国→産
	その他	樺太庁	植	
林務技手	国	東京府立農林学校	教	国→教
	産	茨城日立鉱山事務所	産	
教諭	教	樺太庁敷香支庁	植	教→植
	その他	茨城日立鉱山事務所	産	
技手	地	東京府小笠原島庁	地	
教諭	教	長野県立小県蚕業学校	教	
林務技手	国	農商務省山林局	国	
林務技手	国	死亡		
林務技手	国	青森大林区三戸小林区署	国	
林務技手	国	秋田大林区秋田小林区署	国	
	その他	死亡		
教諭	教	宮城県立小牛田農林学校	教	
林務技手	国	栃木県庁	地	国→地
林務技手	国	青森大林区横浜小林区署	国	
林務技手	国	岩手県上閉伊郡役所	地	国→地
林務技手	国	山形県庁	地	国→地
	その他	記載なし		
林業技手	地	山形県立村山農学校	教	地→教
林務技手	国	朝鮮京畿道庁	国	国→植
林務技手	国	神奈川県庁	地	国→地
技手	地	死亡		
技手	地	山形県庁	地	
林務技手	国	秋田県庁	地	国→地
教諭	教	記載なし		
林務技手	国	秋田阿仁鉱山	産	国→産
林務技手	国	岩手県庁	地	国→地
林務技手	国	秋田大林区扇田小林区署	国	
林務技手	国	秋田大林区早口小林区署	国	
林務技手	国	青森県庁	地	国→地
林務技手	国	秋田県庁	地	国→地
林務技手	国	東京大林区原町小林区署	国	
林務技手	国	東京府庁	地	国→地
林業技手	地	北海道庁拓殖部	地	
林務技手	国	東京大林区署	国	
林務技手	国	秋田大林区大館小林区署	国	
林務技手	国	自営	自営	国→自営
林務技手	国	熊本大林区署	国	
林務技手	国	福井県庁	地	国→地
林務技手	国	青森大林区花巻小林区署	国	
技手	地	福岡県朝倉郡役所	地	地→他地
林務技手	国	滋賀県庁	地	国→地
	国	帝室林野管理局盛岡出張所	国	
教諭	教	茨城県立農学校	教	
林務技手	国	鳥取県庁	地	国→地

人数との比較では、まだ少数であった。

その後の 1916 年時点を見ると、同じく正味の学卒者 107 人のうち、その内訳が国有林野部門 29 人、地方林政部門 32 人、植民地 13 人、教育研究 18 人、企業 10 人、自営 5 人であった。ここで 1910 年時点との比較から、各地の地方林政、植民地、内地の企業などの職場で高専卒の学卒者の採用が進んで、労働市場が多様となった点が見える。前節で述べた地方林政や植民地での森林開発の動向がこの比較からも間接的に読み取れる。

次に両年の間に職種が横断的に変わった学卒者についてもみていきたい。職種が横断的に移動した学卒者は、本稿で分析対象とする卒業生 118 人中で 53 人いることが確認できる。人数的には、かなり活発な移動があったとみるべきであろう。この内訳を見ると、国有林野部門から他へ移動した者が計 32 人で、移動した者の大半を占めている。その細かい内訳を見ると、地方林政部門へ転じた者が 16 人、教育研究部門へ転じた者が 4 人、植民地へ移った者が 4 人、企業へ転職した者が 4 人、自営業となった者が 4 人となっていた。

次に地方林政から他へ移動した者は計 8 人で、その内訳は国有林野部門へ転じた者が 1 人、他の地方庁へ転じた者が 5 人、教育研究部門へ転じた者が 1 人、自営業となった者が 1 人であった。これに準じるかたちで意外に移動者が多かったのが教育研究部門からの移動者で計 8 人であった。その内訳は地方林政へ転じた者が 2 人、地方の教育研究機関から国立の同機関へ転じた者が 1 人、反対に国立の教育研究機関から地方の同機関へ転じたのが 1 人、植民地へ移った者が 3 人、企業へ転じた者が 1 人であった。

残るは、植民地から移動した者計 4 人（内地の国有林野部門へ 1 人、別の植民地へ 2 人、日本国内の企業へ 1 人）と、最後は日本国内の企業から教育研究機関へ転じた者 1 人である。植民地と日本内地の間では双方向の移動があった点に興味深い。

このように盛岡高等農林学校の初期の卒業生は、自らのキャリア形成のあり方を職種横断的に模索していた点が見える。職種横断といっても、大半の移動が専門技術の知識を生かしたキャリア形成の一環であった点が表 4 での学卒者の一覧から分かる。一例として、民間企業への転職例が参考になる。例えば、1907 年卒業の 2 回生（⑤の学卒者）は、樺太庁から北海道の王子製紙の支社へ移動しているが、これはパルプ材の森林開発に関わるもので、当然、林学得業

士としての学識が裏付けとなっている点分かる。またその逆に民間企業から教育研究部門への転職では、1907年卒の⑧の学卒者の事例が参考になる。この者は、住友家の別子銅山の山林経営部門から滋賀県立の中等実業学校（農林系）に転じたが、その移動にあたっては、林学得業士としての学識を生かすためのキャリア形成が念頭にあったことが容易に想像できる。

(4) 初期の盛岡高専の校友会報にみる林学科卒業生の動静とその報道の役割

最後の締めくくりとして、ここでは開校初期の盛岡高等農林学校の学卒者は、いかなる投稿を校友会報へ行い、その投稿は在校生にとってどのような役割を果たしていたのかについて検討したい。

初期の同校の校友会報の記事をみると、前項でみた同校の既卒者の進路先の模索過程が職場移動に至る結末を含めて率直に告白・記録されている点分かる。先述の在校生の校友会報上の投稿でみた通り、既卒者が赴任地での状況やその際に突き当たる葛藤や悩みなどは、在校生にとっても進路先の模索において貴重な情報であり、これらの記事は大いに重宝されるものであったといえる。この背景には、高専での学びを卒業後にいかに生かすかという切実な問題意識があったと思われる。例えば、林区署での業務を苦勞の末にこなせるようになった様子を認めた既卒者の書信（盛岡高等農林学校校友会 1910b: 153 など）は大部分の学卒者が進路先として選択する国有林野部門での業務環境を在学中からイメージする意味で貴重であった。さらに任地を同じくする同窓グループ（東京の盛岡会）の便り（同 1909: 125-129）は、在校生にとって社会に出た後の同窓生との交流の持ち方をイメージする手がかりとなった。

なかでも在校生にとって特に有用であったと思われるものが、部門横断的な職場移動に関する動静記事である。この記事は簡単な所属先変更を報告するものが多いので、紙数の都合上、本稿では引用は避けるが、林学得業士としての学識を生かすためのキャリア形成に既卒者がいかに勤しんでいるかを推し測る意味で在校生などが参考とするべき情報源であったと思われる。そして、この点で特に重要だと思われるのは任地での業務についての愚痴やその際の心境を率直に吐露した書信であった。任地での心境の変化は、しばしば所属先の変更につながることもあったためである。

この実態をみるために 1909年卒の⑫の学卒者からの書信についてみていき

たい。この学卒者は、石川県の郡役所の林業技手に進んだが、その業務に関わって、在校生にさまざまな書信を送っている。例えば、卒業年の翌年の書信で1910年3月の校友会報（盛岡高等農林学校校友会 1910a: 123）に収録された文章では、下記の引用の通り、林学得業士としての専門性（造林・森林経理学）を十分には生かせない林産製造の指導に関わる雑多な業務に忙殺されている様が伝えられている。

「林産製造として夙に椎茸栽培を致し居候へども方法よろしきを得ざるため、未だ成效せるもの少なき有様に候。此は今後の奨励如何によりては侮るべらざる産額に達すると存候。之が完全なる発展の第一着歩として従来民間に於てなされたるものを本年よりは郡事業として模範的に致す積りに候」

「以上の外木通蔓にて鞆、帽子、籠、椅子等を製造致居候へども販路狭く材料手間賃を割合に多く要し、従って価格不廉のため売行思わしからず」

そしてこの学卒者は、上記のような業務の中で出身校で学修した専門性を生かせない歯痒さを率直に書信に認め、学校に送っている。その書信が掲載された1910年7月の校友会報には、「高尚なる学理を離れて、全く実地と卑近なる事柄に付き、直接人民に接し指導の任に當る爲め中々仕事も細かく、愛林思想の乏しき人に出会ひては時々珍答を發せされ、間々手古摺ることも有之」（盛岡高等農林学校校友会 1910b: 153）とも書かれていた。

ちなみにこの学卒者は、表4によると、地方林政の場を離れたようで、1916年の所属先は山形県の中等実業学校に転じたことが判明する。出身校で学んだ「学理」と地方林政の現場での「実地と卑近なる事柄」の板挟みの末での転職と思われる。このような既卒者の投稿ないしは書信の掲載は、高専での学びをいかに卒業後に生かすか、その場合に突き当たる葛藤がいかなるものかを率直に在校生に伝えるものであった。この引用事例での学卒者の場合、任地での葛藤は、結局職場移動にもつながるものであったがゆえに、学位にあったキャリア形成を絶えず目指す（あるいは目指すことを求められる）高専の同窓生にとっても貴重な情報源であったと思われる。

IV 終わりにかえて

本稿では、開校初期の高等専門学校の学卒者の進路先の分析を通じて、明治末期から大正前期における林業教育の社会経済的位置づけとその基盤について明らかにしてきた。ここでは、事例分析でとりあげた盛岡高等農林学校林学科の学卒者と在校生を結ぶ校友会ネットワークの意義について整理して、まとめの考察にかえたい。

明治末期から大正前期における盛岡高専の林学科は、開校間もない中で、近代日本が内地や植民地などの各地の林政で求める多様な技術者を早くから送り出していた。開校初期の校友会報を分析すると、この背景に同校の校友ネットワークがあったことが分かる。本稿で見た通り、当時の林政の現場は、国有林野部門を除くと、目まぐるしく多様な展開をみせる職場が多く、同じ上級技術者（技手など）でも求められる人材はさまざまであった。それらの人材には、育成林業に限らず、林産物の商品化の指導などの卑近で雑多な業務に従事することも必要とされた。

その展開の中でも盛岡高専からの初期の学卒者は、当初は国有林野部門に偏っていた所属先を状況に応じて地方林政や植民地の林業界などに多角的に求めるようになり、頻繁に所属先を転じていった。地方林政や植民地などの現場の実態やそこへ果敢に挑戦していく既卒者の動向などは、高専での林学の学びが生かせるかどうかを考える同校の在校生にとって、非常に重大な判断材料となった。これらの情報源として校友会報に掲載される既卒者の動静記事や書信は貴重であり、当初の盛岡高専ではこれ自体が学卒者と在校生を結ぶ校友会ネットワークを具現化するものであったといつてよい。

そのなかでも特に地方林政では、森林法上で任務とされた民有林野での一般的な林業指導と、公有林野での営林監督の間で、施策の軸足の置き方が府県により多様であった点が重要である。当然、各府県毎で求められる上級技術者の特性にも多様性が生まれた。そのため地方林政の現場にいる既卒者から折にふれて送られる近況に関する書信などが校友会報に掲載されることは、地方林政を進路先の選択肢として検討するための情報収集の上でも非常に役に立ったと思われる。本稿では論及しなかったが、植民地での職場に関する近況や動静報

告も、高専で学ぶ植民地林政の知識と相まって、重要な情報を提供するものだったといえよう。

引用文献

- 青木健 (2020) 「明治大正期における林政と林業教育機関—中等林業教育の卒業者の進路問題に着目して」 成城大学『経済研究』第 230 号
- (2021) 「明治末期～大正期における日本の「地方林業教育」の役割—中等林業教育卒業者の進路の検討を中心に」『人民の歴史学』第 229 号
- 岩手県 (1982) 『岩手県林業史』
- 植村恒三郎 (1916) 「小林區署管轄面積ハ何程ヲ以テ適當トナスカ」『大日本山林會報』第 401 号
- 太田勇治郎 (1976) 『保続林業の研究』太田勇治郎先生遺稿集刊行会
- 川鍋太助 (1986) 『多摩川入り』私家版
- グラノヴェーダー, M (渡辺訳) (2019) 『社会と経済—枠組みと原則—』ミネルヴァ書房
- 岐阜県内務部 (1927) 『岐阜県林業報告』第三輯
- 佐々木享 (1983) 「官立実業専門学校の入学試験制度の歴史—盛岡高等農林学校の例を中心に—」『名古屋大学教育学部紀要』通号 30 号
- (1998) 「日本における技術・職業教育史研究の展望と課題—学校教育の分野に限定して—」『日本教育史研究』第 17 号
- 職業指導研究会 (1933) 『營林署官吏になるには』(職業指導叢書第 19 編)
- 大日本山林会 (1971) 『山林』1051 号
- 帝国森林会 (1925) 『帝國林業綜覽』
- 手束平三郎 (1987) 『森のきた道—明治から昭和へ・日本林政史のドラマ—』日本林業技術協会
- 寺田盛紀 (2013) 「産業教育・職業教育学の形成・発展・課題」『産業教育学研究』第 43 巻 2 号
- 中野浩 (1992) 「宮沢賢治と大正前期盛岡高等農林学校」『生物学史研究』通巻 55 号
- 長野県内務部林務課 (1918) 『長野県之林業』
- 西尾隆 (1988) 『日本森林行政史の研究—環境保全の源流—』東京大学出版会
- 農商務省山林局 (1919) 「山林局及林區署職員俸給表 (大正七年十二月三十一日現在)」『山林公報』1919 年 6 月
- 野尻昇生 (1971) 「台湾で過ごした半生」林業経済研究所編『大正昭和林業逸史』
- 萩野敏雄 (1965) 『朝鮮・満州・台湾林業発達史論』林野弘済会
- 福島県林政史編纂委員会・同編纂会議 (1999) 『福島県林政史』
- 堀田英治 (1924) 『地方林政及林業』大日本山林会
- 松波秀實 (1924) 『明治林業史要 後輯』大日本山林会
- 三浦伊八郎 (1930) 「林學教育の現状と其考察」『山林』570 号
- 三好信浩 (2012a) 『日本農業教育発達史の研究』風間書房
- (2012b) 『産業教育地域実態史の研究』風間書房
- (2016) 『日本の産業教育—歴史からの展望—』名古屋大学出版会
- 盛岡高等農林学校 (1910/1916) 『盛岡高等農林學校一覽』

- 盛岡高等農林学校校友会 (1907/1908/1909/1910a・b) 『校友会報』 第 2 号・3 号・5 号・7 号・9 号
- 山口明日香 (2015) 『森林資源の環境経済史—近代日本の産業化と木材—』 慶應義塾大学出版会
- 山下聖美 (2006) 「宮沢賢治と盛岡高等農林学校—1919～20 年における大学昇格運動をめぐって—」 『日本大学芸術学部紀要』 43 号
- 山梨県 (1936) 『恩賜県有財産沿革誌』
- 山本伸幸 (2016) 「テクノクラートと森林管理—近現代日本林政の一基層— (テーマ: 自然資源管理の論点—林業経済研究の視点から—, 林業経済学会 2016 年春季大会)」 『林業経済研究』 62(1)
- 依田貞種 (1916) 「甲種農林學校林科教育方針ノ改良」 『大日本山林會報』 第 403 号
- 若月剛史 (2019) 「昭和戦前期の官僚人事システムにおける「公正」—内務省土木系技術官僚を中心に—」 佐藤健太郎・荻山正浩・山口道弘編著 『公正から問う近代日本史』 吉田書店
- Fernow, Berhard (1907) *A Brief History of Forestry in Europe, the United State, and Other Countries*. Tronto: University of Tronto Press.
- Fedman David (2020) *Seeds of Control: Japan's Empire of Forestry in Colonial Korea*. Seattle: University of Wathington Press.
- Hung Kuang-chi (2015) When the Green Archipelago Encountered Formosa: The Making of Modern Forestry in Taiwan under Japan's Colonial Rule (1895-1945), In Batten, Bruce L. and Brown, Philip C. (Eds) *Environment and Society in the Japanese Islands: From Prehistory to the Present*. Corvallis: Oregon State University Press.

(付記) 本稿は、成城大学経済研究所研究第 1 部プロジェクトによる研究成果の一部である。

(あおき・たけし 成城大学経済学部准教授)

明治末～大正前期の林業教育と労働市場

— 開校初期の盛岡高等農林学校の学卒者の事例 —

(研究報告 No. 94)

令和4年3月1日 印刷

令和4年3月12日 発行

非売品

著者 青木 健

発行所 成城大学経済研究所

〒157-8511 東京都世田谷区成城 6-1-20

電話 03 (3482) 9187 番

印刷所 株式会社博文社
